

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

9 水俣病闘争

患者切捨てとのたたかい・熊本水俣病

水俣病は、チツソ水俣工場から排出された有機水銀の汚染魚介類を摂食して発病したものであるが、チツソの責任は、第一次訴訟の判決(一九七三年)によって明らかにされた。さらに認定を棄却された患者を中心に提起された第二次訴訟の判決(一九七九年)によって、認定審査会の認定業務が誤っていたために、水俣病患者であるのに水俣病でないとして棄却されていたことが認められて、行政の患者切捨ての責任が明らかにされた。しかし環境庁・県・認定審査会等の行政側はまったく反省の態度を見せず、認定審査会はごく限定された典型的で重篤な症例だけを水俣病と認定し、その他の大多数の患者の認定を拒否し従来どおりの棄却を続けてきた。

その結果、水俣病の認定申請処分状況は、未処分数と棄却数が圧倒的に多くなった。さらに、一九八一年度中に認定された患者は、わずか五七人であるのにたいし、棄却された患者は五八五人にもものぼり、実に一〇倍以上の切捨てとなった。一九八二年三月末現在においては、認定患者総数は一八一四人であるのにたいし、未処分数は五四七六人にも及んでいる。

水俣病闘争は、このような行政側の切捨て政策とたたかっているが、被害者側は一九八〇年五月に、加害企業チツソの責任だけでなく、国・県の水俣病発生・拡大の責任をも追及し、水俣病問題の全面解決をはかるため第三次訴訟を提起した。訴訟は、一〇回の口頭弁論を経て一九八二年三月から原告申請の証人尋問に入った。

国をも被告にした第二次訴訟の提起・新潟水俣病

新潟水俣病は、昭和電工鹿瀬工場から排出された有機水銀によって新潟県阿賀野川流域で発生した第二の水俣病である。一九六七年、わが国初の本格的公害裁判として、昭和電工を被告とする損害賠償請求訴訟が新潟地裁に提起され、一九七一年、昭和電工の責任を明確に認めた判決が下された。さらに、被害者は一九七三年、昭和電工から被害者の要求を全面的にいれた補償協定をかちとった。

新潟水俣病の当面している課題は、(1)水俣病の発生機序、水俣病像の完全究明と水俣病の治療方法、治療体制の確立、(2)新潟水俣病の発生の根源となった阿賀野川の汚染の実態を完全に把握し、阿賀野川浄化のための抜本的措置を講ずること、(3)水俣病認定申請を棄却されている約一〇〇〇人にのぼる「未認定患者」とその周辺の潜在患者の発掘とその救済の問題、などである。

これらの課題の解決をめざして、一九八二年六月二一日、第二次訴訟が提起された。これは、昭和電工のほか、国をも被告にしたものである。被害者側は、この訴訟において、新潟水俣病の発生、被害の拡大、患者切捨てについての行政の積極的加担行為を明らかにしその責任を問おうとし

ている。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
